

目 次

条 例

津市過疎地域振興事業基金条例

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市榊原財産区議会定例会の招集回数に関する条例

津市榊原財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

津市榊原財産区財産に関する条例

津市榊原財産区財政調整基金条例

榊原財産区運営条例等を廃止する条例

規 則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

告 示

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

平成22年度産麦共済（災害収入共済方式）に係る共済金の支払額等の公表

平成22年度産水稻の共済金の支払額等の公表

放置自転車等の撤去及び保管

市道路線の認定

国民健康保険被保険者証の無効

行旅死亡人

行旅死亡人

公示送達

公 告

犬の抑留

条件付一般競争入札の執行

農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程の承認

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

教育委員会告示

教育委員会の招集

監査委員告示

監査結果に係る措置通知の公表

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市過疎地域振興事業基金条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 44 号

津市過疎地域振興事業基金条例

(設置)

第 1 条 過疎地域における住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として津市過疎地域自立促進計画に定めるもの（以下「事業」という。）の実施に必要な財源を確保するため、津市過疎地域振興事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業に必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分す

ることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 45 号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、管理職手当を支給される者については、この限りでない。

第 32 条第 1 項中「附則第 13 項第 3 号」を「附則第 9 項第 3 号」に改め、同条第 2 項中「附則第 16 項」を「附則第 12 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 13 項第 3 号」を「附則第 9 項第 3 号」に改める。

第 35 条第 1 項及び第 2 項第 1 号中「附則第 13 項第 4 号」を「附則第 9 項第 4 号」に改める。

附則第 7 項から附則第 10 項までを削り、附則第 11 項を附則第 7 項とし、附則第 12 項を附則第 8 項とする。

附則第 13 項第 1 号中「附則第 15 項及び第 16 項」を「附則第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 15 項」を「附則第 11 項」に改め、同項第 4 号中「附則第 16 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 14 項を附則第 10 項とする。

附則第 15 項中「附則第 13 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 16 項中「附則第 13 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

別表第 2 イ教育職給料表（二）の表を次のように改める。

イ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
		円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	156,000	254,100	285,600
	2	158,100	256,900	288,700
	3	160,200	259,700	291,800
	4	162,300	262,500	294,900
	5	164,400	265,100	297,600
	6	166,500	267,800	300,700
	7	168,600	270,400	303,800
	8	170,800	273,000	306,900
	9	172,800	275,600	309,900
	10	175,000	278,300	312,800
	11	177,200	281,000	315,700
	12	179,400	283,700	318,600
	13	181,700	286,400	321,400
	14	184,500	289,100	323,700
	15	187,200	291,800	326,000
	16	189,900	294,500	328,300
	17	192,800	297,200	330,600
	18	194,500	299,900	332,900
	19	196,200	302,600	335,200
	20	197,900	305,300	337,500
	21	199,700	308,000	339,800
	22	201,400	310,700	342,100
	23	203,100	313,400	344,400
	24	204,800	316,100	346,700
	25	206,600	318,800	348,900
	26	208,500	321,200	350,800
	27	210,400	323,600	352,700
	28	212,300	326,000	354,600
	29	214,000	328,400	356,500

30	216,000	330,500	358,400
31	218,000	332,700	360,200
32	220,000	334,900	362,100
33	221,900	337,100	363,900
34	224,600	339,200	365,700
35	227,300	341,300	367,500
36	230,000	343,400	369,300
37	232,800	345,500	371,200
38	235,700	347,500	372,800
39	238,600	349,500	374,400
40	241,500	351,500	376,000
41	244,300	353,500	377,400
42	247,100	355,300	378,900
43	249,900	357,100	380,400
44	252,700	358,900	381,900
45	255,500	360,700	383,500
46	258,100	362,400	385,100
47	260,700	364,100	386,700
48	263,300	365,700	388,300
49	265,700	367,200	389,800
50	268,300	368,800	391,300
51	270,800	370,500	392,800
52	273,300	372,200	394,300
53	275,800	373,900	395,900
54	278,400	375,400	397,300
55	281,000	376,900	398,600
56	283,600	378,400	399,900
57	286,100	379,900	401,400
58	288,700	381,300	402,800
59	291,200	382,700	404,200
60	293,700	384,100	405,600
61	296,000	385,400	406,900

62	298,700	386,700	408,300
63	301,400	388,000	409,700
64	304,100	389,300	411,100
65	306,600	390,600	412,300
66	309,100	391,800	413,500
67	311,600	393,000	414,700
68	314,100	394,200	415,900
69	316,500	395,400	417,000
70	318,700	396,600	418,200
71	320,900	397,700	419,400
72	323,100	398,900	420,600
73	325,400	400,100	421,600
74	327,600	401,200	422,400
75	329,800	402,300	423,200
76	331,900	403,400	424,000
77	334,100	404,500	424,900
78	336,300	405,500	425,700
79	338,500	406,500	426,500
80	340,700	407,500	427,300
81	342,700	408,500	428,100
82	344,600	409,300	428,800
83	346,500	410,100	429,500
84	348,400	410,900	430,200
85	350,200	411,700	430,900
86	352,000	412,500	431,600
87	353,800	413,300	432,300
88	355,600	414,100	433,000
89	357,100	414,900	433,700
90	358,800	415,600	434,400
91	360,500	416,300	435,100
92	362,100	417,000	435,800
93	363,800	417,600	436,300

94	365,100	418,300	437,000
95	366,500	419,000	437,700
96	367,900	419,700	438,400
97	369,400	420,400	438,900
98	370,700	421,000	439,600
99	372,000	421,600	440,300
100	373,300	422,100	441,000
101	374,700	422,600	441,500
102	375,800	423,200	442,000
103	376,900	423,800	442,500
104	378,000	424,300	443,000
105	379,200	424,700	443,500
106	380,300	425,300	444,000
107	381,400	425,900	444,500
108	382,500	426,400	445,000
109	383,500	426,900	445,500
110	384,500	427,500	446,000
111	385,400	428,100	446,500
112	386,400	428,600	447,000
113	387,300	429,100	447,500
114	388,300	429,700	448,000
115	389,300	430,300	448,500
116	390,300	430,800	449,000
117	391,100	431,300	449,500
118	392,000	431,900	450,000
119	392,900	432,500	450,500
120	393,800	433,000	451,000
121	394,800	433,500	451,500
122	395,600	434,100	452,000
123	396,400	434,700	452,500
124	397,200	435,200	453,000
125	397,900	435,700	453,500

126	398,700	436,300	454,000
127	399,500	436,900	454,500
128	400,300	437,400	455,000
129	401,000	437,900	455,500
130	401,700	438,500	456,000
131	402,400	439,100	456,500
132	403,100	439,600	457,000
133	403,900	440,100	457,500
134	404,600	440,700	458,000
135	405,300	441,300	458,500
136	406,000	441,800	459,000
137	406,500	442,300	459,500
138	407,100	442,900	460,000
139	407,700	443,500	460,500
140	408,300	444,000	461,000
141	408,700	444,500	461,500
142	409,300	445,100	462,000
143	409,900	445,700	462,500
144	410,500	446,200	463,000
145	410,900	446,700	463,500
146	411,500	447,300	464,000
147	412,100	447,900	464,500
148	412,700	448,400	465,000
149	413,100	448,900	465,500
150	413,700	449,500	466,000
151	414,300	450,100	466,500
152	414,900	450,600	467,000
153	415,300	451,100	467,500
154	415,900	451,700	468,000
155	416,500	452,300	468,500
156	417,100	452,800	
157	417,500	453,300	

	158	418, 100	453, 900	
	159	418, 700	454, 500	
	160	419, 300	455, 000	
	161	419, 700	455, 500	
	162	420, 100	456, 100	
	163	420, 500	456, 700	
	164	420, 900	457, 200	
	165	421, 300	457, 700	
	166	421, 700	458, 300	
	167	422, 100	458, 900	
	168	422, 500	459, 400	
	169	422, 900	459, 900	
	170	423, 300	460, 500	
	171	423, 700		
	172	424, 100		
	173	424, 500		
	174	424, 900		
	175	425, 300		
	176	425, 700		
	177	426, 100		
	178	426, 500		
	179	426, 900		
	180	427, 300		
	181	427, 700		
	182	428, 100		
	183	428, 500		
	184	428, 900		
	185	429, 300		
	186	429, 700		
再任用 職員		275, 200	302, 900	329, 800

備考 この表は、幼稚園の園長、主任、教諭及び養護教諭に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き勤務する幼稚園の園長、主任、教諭及び養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）で、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げる職務の級であった幼稚園教諭等の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

旧級		職	新級	
行政職給料表	5 級	園長	教育職給料表（二）	3 級
	4 級			2 級
	3 級	教諭及び 養護教諭		
				2 級
	1 級			
	教育職給料表（二）	3 級		園長
2 級		主任	2 級	
		教諭及び 養護教諭	1 級	

(号給の切替え)

- 3 幼稚園教諭等の施行日における号給は、前項の規定により決定された職務の級の中で、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に対応する号給（同額がある場合はその号給、同額がない場合は直近上位の額に対応する号給）とする。

(施行日の前日までの異動者等の号給の調整)

- 4 施行日の前日までに職務の級を異にして異動した幼稚園教諭等及び任命権者の定めるこれに準ずる幼稚園教諭等の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行

うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日において、津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年津市条例第298号）附則第7条の適用を受けていた幼稚園教諭等で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額と同条第1項の規定による差額に相当する額との合計額に達しないこととなる幼稚園教諭等（規則で定める幼稚園教諭等を除く。）には、給料月額のほか、当該合計額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 6 前項の規定による給料を支給される幼稚園教諭等に関する津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号。以下「給与条例」という。）第32条第5項（給与条例第35条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第32条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年津市条例第 号）附則第5項の規定による差額に相当する額との合計額」とする。

(津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 7 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「附則第13項」を「附則第9項」に改め、同項中「附則第13項」を「附則第9項」に、「附則第15項」を「附則第11項」に改める。

(津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 8 津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し中「附則第13項」を「附則第9項」に改め、同項中「附則第13項第1号、第3号及び第4号」を「附則第9項第1号、第3号及び第4号」に改める。

附則第4項中「附則第13項第1号」を「附則第9項第1号」に改める。

附則第5項中「附則第13項」を「附則第9項」に、「附則第15項」を「附則第11項」に改める。

(津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年津市条例第298号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条第 1 項中「附則第 1 3 項」を「附則第 9 項」に改める。

(津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

1 0 津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 2 2 年津市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「附則第 1 3 項」を「附則第 9 項」に改める。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 46 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 18 年津市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

別表第 12 貯蔵所の設置の許可の項中「580,000 円」を「530,000 円」に、「900,000 円」を「820,000 円」に、「1,090,000 円」を「990,000 円」に、「1,210,000 円」を「1,100,000 円」に、「1,540,000 円」を「1,400,000 円」に、「1,800,000 円」を「1,640,000 円」に、「4,230,000 円」を「3,850,000 円」に、「5,590,000 円」を「5,090,000 円」に、「6,910,000 円」を「6,290,000 円」に、「1,230,000 円」を「1,120,000 円」に、「1,460,000 円」を「1,330,000 円」に、「1,630,000 円」を「1,480,000 円」に、「2,010,000 円」を「1,830,000 円」に、「2,330,000 円」を「2,120,000 円」に、「4,760,000 円」を「4,330,000 円」に、「6,120,000 円」を「5,570,000 円」に、「7,440,000 円」を「6,770,000 円」に、「6,320,000 円」を「5,750,000 円」に、「7,970,000 円」を「7,250,000 円」に、「11,800,000 円」を「10,700,000 円」に改め、同表製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査の項中「450,000 円」を「410,000 円」に、「590,000 円」を「540,000 円」に、「770,000 円」を「700,000 円」に、「1,010,000 円」を「920,000 円」に、「1,140,000 円」を「1,040,000 円」に、「1,760,000 円」を「1,600,000 円」に、「2,000,000 円」を「1,

820,000円」に、「2,230,000円」を「2,030,000円」に、「540,000円」を「490,000円」に、「690,000円」を「630,000円」に、「1,040,000円」を「950,000円」に、「1,440,000円」を「1,310,000円」に、「1,810,000円」を「1,650,000円」に、「3,490,000円」を「3,180,000円」に、「4,280,000円」を「3,890,000円」に、「4,890,000円」を「4,450,000円」に、「10,000,000円」を「9,100,000円」に、「13,600,000円」を「12,400,000円」に、「18,700,000円」を「17,000,000円」に改め、同表特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の項中「340,000円」を「310,000円」に、「450,000円」を「410,000円」に、「790,000円」を「720,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,270,000円」を「1,160,000円」に、「3,110,000円」を「2,830,000円」に、「3,810,000円」を「3,470,000円」に、「4,400,000円」を「4,000,000円」に、「2,920,000円」を「2,660,000円」に、「3,500,000円」を「3,190,000円」に、「5,260,000円」を「4,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 47 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成 18 年津市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 72 条の 5」を「第 72 条の 4」に改める。

第 9 条第 2 号中「法第 72 条の 4 第 1 項の規定による繰入金、法第 72 条の 5 の規定による負担金」を「法第 72 条の 4 の規定による負担金」に改める。

第 11 条第 1 項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第 16 条中「47 万円」を「50 万円」に改める。

第 16 条の 10 中「12 万円」を「13 万円」に改める。

第 25 条第 1 項中「47 万円」を「50 万円」に改め、同項第 1 号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項中「47 万円」を「50 万円」に、「12 万円」を「13 万円」に改め、同条第 3 項中「47 万円」を「50 万円」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「平成 20 年度及び平成 21 年度」を「平成 22 年度から平成 25 年度までの各年度」に改める。

附 則

この条例中第 6 条第 1 項、第 9 条第 2 号、第 11 条第 1 項及び第 25 条第 1 項第 1 号の改正規定並びに附則第 7 項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 48 号

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成 18 年津市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 8 章 雑則（第 33 条—第 35 条）」を

「第 8 章 罰則（第 32 条の 2・第 32 条の 3）」

に改める。

第 9 章 雑則（第 33 条—第 35 条）」

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 所定のごみ一時集積所 市長が、家庭系廃棄物を収集するための場所として指定したごみ一時集積所をいう。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第 16 条の 2 所定のごみ一時集積所に排出された家庭系廃棄物で、再生利用が可能なもののうち市長が規則で定めるもの（以下「資源物」という。）については、本市又は本市から収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、本市又は本市から収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者が、前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第 8 章を第 9 章とし、第 7 章の次に次の 1 章を加える。

第 8 章 罰則

（罰則）

第 32 条の 2 第 16 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万

円以下の罰金に処する。

第 3 2 条の 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 49 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「別表第 56」を「別表第 55」に改める。

別表第 1 野球場等の部津市雲出川緑地内ソフトボール場の項及び津市雲出川緑地内野球場の項を削る。

別表第 20 中

「

450
350

」を「

400
400

」に、

個人使用	中学生以下	2 時間以内	1 0 0	1 時間（1 時間	5 0
	高校生以上 ・ 一般	2 時間以内	2 0 0	未満は、1 時間 とする。）増す ごとに	1 0 0
専用使用		1 面につき 1 時間（1 時間 未満は、1 時 間とする。） 当たり	4 5 0		

を

専用使用	1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。） 当たり	300	
------	---------------------------------	-----	--

に改める。

別表第21中「300」を「400」に、「360」を「400」に改める。

別表第22中「300」を「400」に、「360」を「400」に改める。

別表第23中「200」を「250」に、「300」を「400」に改める。

別表第24中「200」を「400」に、「300」を「400」に改める。

別表第25中「250」を「400」に、「1,000」を「400」に改める。

別表第27中「300」を「400」に、「500」を「400」に改める。

別表第29中「500」を「400」に改める。

別表第30中「300」を「250」に、「1,000」を「400」に改める。

別表第31中「500」を「400」に改める。

別表第35を削り、別表第36を別表第35とし、別表第37から別表第56までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 50 号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成 18 年津市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市榊原財産区議会定例会の招集回数に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 51 号

津市榊原財産区議会定例会の招集回数に関する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 296 条第 3 項において準用する同法第 102 条第 2 項の規定に基づく榊原財産区議会の定例会の回数は、毎年 2 回とする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

津市榊原財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例をここに
公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 52 号

津市榊原財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 296 条第 3 項において準用する同法第 203 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、榊原財産区の議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議長等の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 1 万円
- (2) 副議長 月額 9 千円
- (3) 議員 月額 8 千円

第 3 条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

第 4 条 議長等が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散（以下「任期満了等」という。）によりその職を離れたときはその日までの議員報酬を支給し、死亡によりその職を離れたときはその死亡した日の属する月までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

第 5 条 前 2 条の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

第 6 条 議長等の議員報酬は、9 月及び 3 月の各末日に支給する。

(費用弁償)

第7条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。ただし、航空賃の額は、現に支払を要する旅客運賃による。

2 議長等が招集に応じ、本会議に出席したときは、費用弁償として1日当たり議長等の住居から参集場所までの往復に要する距離1キロメートルにつき37円を支給する。

(期末手当)

第8条 議長等の期末手当については、津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年津市条例第9号）第6条の規定を準用する。

(支給)

第9条 前各条に定めるもののほか、議長等の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給については、一般職に属する本市の職員の例による。

(委任)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(榊原財産区議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の廃止)

2 榊原財産区議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年榊原財産区条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定により支給又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお旧条例の例による。

別表（第 7 条関係）

鉄道賃	車賃 (1 キロメートルにつき)	宿泊料 (1 夜につき)	日 当 (1 日につき)	船 賃
旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	37 円	14,800 円	3,000 円	1 運賃の等級を 3 階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃 2 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃 3 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

津市榊原財産区財産に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 53 号

津市榊原財産区財産に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、榊原財産区（以下「財産区」という。）の財産の取得、管理及び処分に関する事項について、法令その他に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(取得前の措置)

第 2 条 財産を買入れ、交換等により取得しようとするときは、あらかじめ当該財産について必要な調査を行い、私権の設定その他特殊の義務のあるものについては、所有者又は権利者にこれを消滅させる等適当な措置をしなければならない。

(登記又は登録)

第 3 条 登記又は登録を要する財産を取得したときは、速やかにこれを行わなければならない。

(財産台帳)

第 4 条 財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならない。

(財産の貸付け)

第 5 条 財産は、財産区の区域内に住所を有する者以外の者に貸し付けることはできない。ただし、議会の議決を得た場合は、この限りでない。

(財産の貸付期間)

第 6 条 財産の貸付期間は、次の各号に掲げる貸付けに応じ、当該各号に定める期間を超えてはならない。

(1) 建物の所有を目的とする土地の貸付け 30 年

(2) 土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け（前号に規定する貸付けを除く。）

ア 植樹を目的とする場合 50年

イ 上記以外の場合 20年

(3) 前号に規定する定着物以外の物件の貸付け 3年

2 前項の規定に基づく貸付期間は、これを更新することができる。この場合において、その更新の期間は、当該更新の日から同項に規定する期間（同項第1号に規定する貸付けに係る更新にあつては、10年（当該貸付けをした後の最初の更新にあつては、20年））を超えてはならない。

（財産の貸付料の徴収）

第7条 財産の貸付けに対しては、相当の貸付料を徴収しなければならない。

ただし、植樹を目的とする土地の貸付けは、無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

（貸付料の減免）

第8条 市長は、財産の貸付けを受けた者が、その者の責めに帰することのできない理由により、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるときは、当該財産の貸付けに係る貸付料を減額し、又は免除することができる。

（貸付料の納付）

第9条 貸付料は、契約による納期限又は市長の定める納期限までに納付しなければならない。ただし、前納させることを妨げない。

（担保又は保証人）

第10条 財産の貸付けについては、相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。ただし、市長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（転貸等の禁止）

第11条 借受人は、その賃借物を転貸し、権利を譲渡し、又は原形を変更し、若しくは契約の目的外に使用することはできない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第12条 借受人が、故意又は過失によって賃貸物を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める相当額の損害賠償をしなければならない。

（賃貸物の原状回復）

第13条 契約の解除又は期間満了の場合には、借受人は、自己の費用で賃貸

物を原状に回復しなければならない。ただし、市長において必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 借受人が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を徴収する。

(損害の帰属)

第14条 借受人の責めによる契約の解除によって、借受人に生じた損害については、財産区は、その責めを負わない。

(財産の交換)

第15条 財産は、他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額は、金銭で補足するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(榊原財産区財産の取得管理及び処分に関する条例の廃止)

- 2 榊原財産区財産の取得管理及び処分に関する条例（平成18年榊原財産区条例第9号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 施行日の前日までに財産区の区域内に住所を有する者以外の者に財産を貸し付けている場合は、第5条本文の規定にかかわらず、当該財産に限ってその者に対し引き続き貸し付けることができる。

津市榊原財産区財政調整基金条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 54 号

津市榊原財産区財政調整基金条例

(設置)

第 1 条 榊原財産区の財政調整のため、榊原財産区財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、各会計年度において榊原財産区会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、榊原財産区会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(榊原財産区財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例の廃止)
- 2 榊原財産区財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例（平成 18 年榊原財産区条例第 8 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧条例に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。

榑原財産区運営条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 55 号

榑原財産区運営条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 榑原財産区運営条例（平成 18 年榑原財産区条例第 1 号）
- (2) 榑原財産区議会の参与、嘱託、看守人等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年榑原財産区条例第 3 号）
- (3) 榑原財産区委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年榑原財産区条例第 4 号）
- (4) 収入役及び監査委員にする費用弁償に関する条例（平成 18 年榑原財産区条例第 5 号）
- (5) 榑原財産区管理者の旅費に関する条例（平成 18 年榑原財産区条例第 6 号）
- (6) 榑原財産区議会事務局職員の給与及び旅費支給条例（平成 18 年榑原財産区条例第 7 号）
- (7) 公有林野官行造林条例（平成 18 年榑原財産区条例第 10 号）

附 則

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に廃止前の榑原財産区運営条例、榑原財産区議会の参与、嘱託、看守人等の報酬及び費用弁償に関する条例、榑原財産区委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、収入役及び監査委員にする費用弁償に関する条例、榑原財産区管理者の旅費に関する条例又は榑原財産区議会事務局職員の給与及び旅費支給条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定により支給等をすべき理由を生じた報酬等については、なお廃止前の条例の例による。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 22 年 12 月 28 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 50 号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 18 年津市規則
第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 を次のように改める。

（職員の昇給の号給数の基準）

第 14 条の 2 55 歳を超える職員を条例第 9 条第 1 項の規定による昇給をさ
せる場合の昇給の号給数の基準については、同条第 2 項中「4 号給」とある
のは、「2 号給」とする。

2 前項の規定にかかわらず、55 歳を超える職員のうち、市長が特に定める
者については、条例第 9 条第 1 項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号
給数の基準については、4 号給とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、職員を条例第 9 条第 1 項の規定による昇給を
させる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

津市告示第 2 7 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年久居市告示第 4 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

川方自治会

三重県津市川方町 4 8 3 番地 1 7

代表者 奥 田 稔

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所	変更前	関 岡 裕 津市川方町 4 5 4 番地 1
	変更後	奥 田 稔 津市川方町 4 8 3 番地 1 7

事務所の所在地	変更前	津市川方町 4 5 4 番地 1
	変更後	津市川方町 4 8 3 番地 1 7

3 変更の年月日

平成 2 2 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の変更及び事務所の所在地変更

津市告示第276号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年久居市告示第49号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月16日

津市長 松田直久

1 届出者

川方自治会

三重県津市川方町483番地17

代表者 奥田 稔

2 変更に係る事項

変更前	(目的) 第1条 本会は、次に掲げる、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 会員相互の親睦。 (2) 会員相互の連絡及び関係機関からの情報伝達。 (3) 区域内の環境の整備。 (4) 防犯・防災に関する活動 (5) 保有財産の維持管理。 (6) その他目的を達成するための必要な事業。 (解散) 第36条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 (解散及び残余財産の処分) 第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の承諾を得て、処分することが出来る。
-----	---

変更後	(目的) 第 1 条 本会は次に掲げる、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡。 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備。 (3) 保有財産の維持管理。 (4) 町内の福祉増進ならびに文化的・生活向上に関する活動。 (5) 町内の防災、防犯に関する活動。 (6) その他目的達成に必要な活動。 2 本会は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、会員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。 3 本会を特定の政党のために利用してはならない。 (解散及び残余財産の処分) 第 38 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。 3 解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。
-----	--

3 変更の理由及び年月日

平成 22 年 9 月 26 日の臨時総会において、規約の内容を変更したため。

津市告示第277号

平成22年産麦に係る農作物共済（災害収入共済方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を別紙のとおり公表する。

平成22年12月20日

津市長 松 田 直 久

平成22年産麦共済（災害収入共済方式）共済金支払額及び減収量等地域別一覧

地域	地区	共済金支払額	減収量	支払期日	支払方法
津		円	kg	平成22年11月30日	口座振込
	旧津	8,204	525		
	一身田	668,546	11,286		
	安東	69,346	1,172		
	神戸	532,487	9,087		
	神戸	93,530	2,115		
	神戸	177,817	3,085		
	神戸	199,767	5,357		
	櫛形	2,581,399	46,883		
久居	稲葉	237,064	6,334		
芸濃	棕本	1,709,530	36,637		
	明	258,954	5,079		
	安西	62,675	3,765		
	安西	42,299	4,732		
	安西	72,547	4,829		
美里	辰水	17,712	845		
	辰水	55,834	1,118		
安濃	草生	2,528,273	42,771		
	草生	1,119,688	23,971		
	村主	307,925	5,686		
	村主	497,808	16,473		
	村主	570,931	10,197		
	安濃	6,917	1,183		
	安濃	6,782	1,558		
	安濃	792,296	13,510		
	明合	44,267	1,891		
一志	大井	156,281	2,579		
	大井	214,595	18,807		
	川合	1,357,099	30,410		
	高岡	162,041	4,073		
白山	家城	549,742	13,061		
	家城	484,077	8,436		
	大三	30,825	1,186		
	八ツ山	74,009	3,369		
	八ツ山	452,765	9,519		
計	34戸	16,144,032	351,529		

津市告示第 278 号

平成 22 年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）第 41 条の規定により、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表する。

平成 22 年 12 月 20 日

津市長 松 田 直 久

平成22年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
津市 栗真中山町	2,412	12	平成22年12月21日	口座振込
津市 栗真町屋町	11,055	55	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	7,236	36	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	7,035	35	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	11,055	55	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	13,065	65	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	22,311	111	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	22,713	113	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	11,055	55	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	32,160	160	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	48,642	242	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	46,230	230	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	25,125	125	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田大古曽	13,065	65	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田上津部田	14,070	70	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田上津部田	24,723	123	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田上津部田	20,100	100	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田平野	9,849	49	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田平野	2,211	11	平成22年12月21日	口座振込
津市 一身田豊野	31,356	156	平成22年12月21日	口座振込
津市 観音寺町	3,618	18	平成22年12月21日	口座振込
津市 半田	29,949	149	平成22年12月21日	口座振込
津市 神戸	130,449	649	平成22年12月21日	口座振込
津市 野田	2,613	13	平成22年12月21日	口座振込
津市 分部	402	2	平成22年12月21日	口座振込
津市 分部	1,005	5	平成22年12月21日	口座振込
津市 分部	804	4	平成22年12月21日	口座振込
津市 分部	23,115	115	平成22年12月21日	口座振込
津市 分部	3,216	16	平成22年12月21日	口座振込
津市 分部	15,075	75	平成22年12月21日	口座振込
津市 安東町	277,380	1,380	平成22年12月21日	口座振込
津市 小舟	39,999	199	平成22年12月21日	口座振込
津市 小舟	7,035	35	平成22年12月21日	口座振込
津市 津興	16,482	82	平成22年12月21日	口座振込
津市 殿村	34,371	171	平成22年12月21日	口座振込
津市 殿村	10,452	52	平成22年12月21日	口座振込
津市 殿村	25,326	126	平成22年12月21日	口座振込
津市 殿村	300,897	1,497	平成22年12月21日	口座振込
津市 殿村	27,939	139	平成22年12月21日	口座振込
津市 殿村	4,623	23	平成22年12月21日	口座振込
津市 産品	5,829	29	平成22年12月21日	口座振込
津市 産品	13,467	67	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田久保町	3,417	17	平成22年12月21日	口座振込

平成22年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
津市 片田町	12,663	63	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田町	50,250	250	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田井戸町	9,447	47	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	41,808	208	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	30,150	150	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	42,210	210	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	46,632	232	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	42,411	211	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	15,276	76	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	28,341	141	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	47,838	238	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	10,854	54	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	11,658	58	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	20,301	101	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	17,085	85	平成22年12月21日	口座振込
津市 片田田中町	36,180	180	平成22年12月21日	口座振込
津市 大里川北町	25,527	127	平成22年12月21日	口座振込
津市 大里川北町	56,280	280	平成22年12月21日	口座振込
津市 大里川北町	59,295	295	平成22年12月21日	口座振込
津市 大里川北町	21,909	109	平成22年12月21日	口座振込
津市 大里川北町	84,219	419	平成22年12月21日	口座振込
津市 大里川北町	60,300	300	平成22年12月21日	口座振込
津市 大里川北町	27,537	137	平成22年12月21日	口座振込
津市 大里山室町	29,145	145	平成22年12月21日	口座振込
津市 藤方	78,390	390	平成22年12月21日	口座振込
津市 新家町	43,818	218	平成22年12月21日	口座振込
津市 牧町	62,109	309	平成22年12月21日	口座振込
津市 牧町	8,844	44	平成22年12月21日	口座振込
津市 牧町	78,390	390	平成22年12月21日	口座振込
津市 戸木町	7,035	35	平成22年12月21日	口座振込
津市 庄田町	91,053	453	平成22年12月21日	口座振込
津市 庄田町	223,914	1,114	平成22年12月21日	口座振込
津市 庄田町	249,039	1,239	平成22年12月21日	口座振込
津市 庄田町	9,648	48	平成22年12月21日	口座振込
津市 庄田町	8,844	44	平成22年12月21日	口座振込
津市 稲葉町	32,964	164	平成22年12月21日	口座振込
津市 稲葉町	5,427	27	平成22年12月21日	口座振込
津市 榊原町	312,957	1,557	平成22年12月21日	口座振込
津市 榊原町	4,422	22	平成22年12月21日	口座振込
津市 榊原町	41,607	207	平成22年12月21日	口座振込
津市 榊原町	26,934	134	平成22年12月21日	口座振込
津市 榊原町	53,064	264	平成22年12月21日	口座振込
津市 榊原町	3,417	17	平成22年12月21日	口座振込

平成22年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
津市 柳原町	86,028	428	平成22年12月21日	口座振込
津市 柳原町	33,567	167	平成22年12月21日	口座振込
津市 柳原町	8,442	42	平成22年12月21日	口座振込
津市 須ヶ瀬町	3,216	16	平成22年12月21日	口座振込
津市 須ヶ瀬町	4,020	20	平成22年12月21日	口座振込
津市 河芸町上野	16,683	83	平成22年12月21日	口座振込
津市 河芸町上野	13,869	69	平成22年12月21日	口座振込
津市 河芸町上野	8,241	41	平成22年12月21日	口座振込
津市 河芸町中瀬	24,522	122	平成22年12月21日	口座振込
津市 芸濃町林	42,210	210	平成22年12月21日	口座振込
津市 芸濃町林	11,859	59	平成22年12月21日	口座振込
津市 芸濃町中縄	5,025	25	平成22年12月21日	口座振込
津市 芸濃町萩野	43,014	214	平成22年12月21日	口座振込
津市 芸濃町萩野	103,917	517	平成22年12月21日	口座振込
津市 芸濃町萩野	5,829	29	平成22年12月21日	口座振込
津市 芸濃町萩野	81,003	403	平成22年12月21日	口座振込
津市 芸濃町萩野	71,757	357	平成22年12月21日	口座振込
津市 芸濃町雲林院	12,663	63	平成22年12月21日	口座振込
津市 美里町五百野	18,291	91	平成22年12月21日	口座振込
津市 美里町足坂	16,884	84	平成22年12月21日	口座振込
津市 美里町家所	5,628	28	平成22年12月21日	口座振込
津市 美里町高座原	2,613	13	平成22年12月21日	口座振込
津市 美里町高座原	3,819	19	平成22年12月21日	口座振込
津市 美里町日南田	26,934	134	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	3,819	19	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	2,010	10	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	27,939	139	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	11,457	57	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	146,730	730	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	96,480	480	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	32,160	160	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	64,320	320	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	2,613	13	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町草生	19,899	99	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町安部	3,618	18	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町中川	210,045	1,045	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町中川	4,020	20	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町中川	54,873	273	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町中川	27,336	136	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町中川	4,020	20	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町中川	14,271	71	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町川西	40,602	202	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町川西	13,668	68	平成22年12月21日	口座振込

平成22年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
津市 安濃町川西	58,491	291	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町川西	38,994	194	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町川西	325,017	1,617	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町妙法寺	39,597	197	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町妙法寺	124,620	620	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	34,773	173	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	9,246	46	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	44,622	222	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	14,472	72	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	24,120	120	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	24,723	123	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	13,869	69	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	21,507	107	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	24,321	121	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町浄土寺	12,663	63	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町連部	1,809	9	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町連部	8,040	40	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町連部	84,621	421	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町連部	58,491	291	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町安濃	11,457	57	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町安濃	190,146	946	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町安濃	5,226	26	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町安濃	11,658	58	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町安濃	88,038	438	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町安濃	48,240	240	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町内多	1,206	6	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町内多	1,005	5	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町内多	81,405	405	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町太田	12,080	60	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町太田	43,215	215	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町清水	577,071	2,871	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町清水	4,422	22	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町清水	26,331	131	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町清水	51,456	256	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町清水	2,814	14	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町曾根	38,592	192	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町野口	16,482	82	平成22年12月21日	口座振込
津市 安濃町戸島	129,846	646	平成22年12月21日	口座振込
津市 香良洲町(馬場)	17,085	85	平成22年12月21日	口座振込
津市 香良洲町(浜浦)	16,884	84	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町大仰	10,653	53	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町大仰	38,391	191	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町井関	20,904	104	平成22年12月21日	口座振込

平成22年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
津市 一志町波瀬	16,884	84	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	6,231	31	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	3,819	19	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	29,346	146	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	54,873	273	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	3,417	17	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	18,090	90	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	1,608	8	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	59,697	297	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	23,316	116	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	16,683	83	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	80,400	400	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	8,442	42	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町波瀬	28,140	140	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町八太	7,035	35	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町八太	13,266	66	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町八太	23,919	119	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町小山	48,642	242	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町高野	17,487	87	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町高野	17,085	85	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町田尻	16,884	84	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町田尻	10,050	50	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町日置	193,362	962	平成22年12月21日	口座振込
津市 一志町其倉	89,847	447	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町南家城	95,877	477	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町南家城	2,814	14	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町藤	105,726	526	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町川口	32,160	160	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町川口	201	1	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町川口	40,200	200	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町川口	20,301	101	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町二本木	46,029	229	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町二本木	13,266	66	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町二本木	58,280	280	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町二本木	77,184	384	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町二本木	30,552	152	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町二本木	33,768	168	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町三ヶ野	15,678	78	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町佐田	13,889	69	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町佐田	99,696	496	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町佐田	40,200	200	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町上ノ村	68,943	343	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町八対野	188,940	940	平成22年12月21日	口座振込

平成22年産 水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
津市 白山町稲垣	97,485	485	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町稲垣	54,471	271	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町稲垣	36,582	182	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町稲垣	53,466	266	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町稲垣	18,492	92	平成22年12月21日	口座振込
津市 白山町山田野	22,914	114	平成22年12月21日	口座振込
津市 美杉町竹原	9,045	45	平成22年12月21日	口座振込
津市 美杉町竹原	44,823	223	平成22年12月21日	口座振込
津市 美杉町八知	29,547	147	平成22年12月21日	口座振込
津市 美杉町太郎生	99,093	493	平成22年12月21日	口座振込
津市 美杉町川上	85,826	426	平成22年12月21日	口座振込
津市 美杉町下之川	7,638	38	平成22年12月21日	口座振込
津市 美杉町下之川	8,241	41	平成22年12月21日	口座振込
津市 美杉町下之川	22,110	110	平成22年12月21日	口座振込
津市 美杉町下之川	46,230	230	平成22年12月21日	口座振込
合計 230 戸	9,766,590 円	48,590 kg		

津市告示第279号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月21日

津市長 松田直久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成22年12月3日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年12月6日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	15	平成22年12月6日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年12月6日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年12月7日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年12月7日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年12月8日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年12月8日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年12月10日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成22年12月10日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	10	平成22年12月13日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成22年12月14日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年12月14日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年12月15日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年12月15日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 280 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する

平成 22 年 12 月 22 日

津市長 松 田 直 久

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
5512	半田第 58 号線	津市半田	
		津市半田	

津市告示第 281 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 22 年 12 月 24 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0116723	平成 22 年 10 月 1 日	平成 22 年 12 月 2 日
5135038	平成 22 年 10 月 1 日	平成 22 年 12 月 10 日

津市告示第282号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により行旅死亡人を告示する。

平成22年12月28日

津市長 松 田 直 久

- 1 氏名
不詳
- 2 年齢・性別
30歳代位、男性
- 3 現住所
不詳
- 4 本籍地
不詳
- 5 人相及び特徴
身長165cm位、中肉
- 6 着衣及び所持品
黒色のジャンパー、青色のジーパン、本8冊、黒色と茶色のツートンカラーの運動靴、黒色のナイロン製リュック、目ざまし時計
- 7 発見した日時及び場所
平成20年5月20日 午前10時半頃
三重県津市白山町佐田猪乃倉温泉南東800メートル先林道上
- 8 死亡年月日及び原因
平成20年5月中旬頃。死因は低体温症
- 9 その他参考事項
平成20年5月21日午前10時津市斎場にて火葬。遺骨は津市社会福祉事務所に安置。

津市告示第 283 号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により行旅死亡人を告示する。

平成 22 年 12 月 28 日

津市長 松 田 直 久

- 1 氏名
不詳
- 2 年齢・性別
30 歳代後半～50 歳台、男性
- 3 現住所
不詳
- 4 本籍地
不詳
- 5 人相及び特徴
身長 160 cm 前半位
- 6 着衣及び所持品
白色長袖 T シャツ、青色七分丈ジーパン、灰色サンダル、鍵 2 本を収める
キーケース
- 7 発見した日時及び場所
平成 22 年 9 月 24 日 午前 9 時 47 分頃
三重県津市河芸町三行地内の農事法人中勢用水土地改良区管理の県営上野
支線黒田分水工局舎施設西側
- 8 死亡年月日及び原因
平成 22 年 8 月から 9 月初旬。死因は不詳
- 9 その他参考事項
平成 22 年 9 月 29 日午後 2 時 45 分津市斎場にて火葬。遺骨は津市社会
福祉事務所に安置。

津市告示第 2 8 4 号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書、配当計算書及び充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第187号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年12月16日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成22年12月15日

2 抑留期間 平成22年12月22日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 高野尾町	雑種	茶	オス	中	91日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第188号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成22年12月21日

津市長 松田直久

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

（仮称）津市学校給食センターにおける調理、配送等業務委託

(2) 業務内容

実施要項、仕様書等を参照のこと。

2 参加要件

本業務委託の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 平成22年12月1日現在で、本市の平成22年度競争入札参加資格者名簿の給食業務のうち「給食調理業務」に登載されていること。
- (2) 東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内に本店、支店、営業所等のいずれかを有すること。
- (3) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 平成19年4月1日以後に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けていないこと。
- (9) 食品衛生法第55条第1項及び第56条の規定により同法第52条第1

項の営業の許可を取り消されたことがある者にあつては、平成22年12月1日現在、その取消しの日から起算して2年を経過していること。

(10) 平成12年4月1日以後に1,000食以上の学校給食の調理に係る受託実績を3年以上有していること、又は同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設として調理業務の実績を3年以上有していること。

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しないこと及び暴力団の利益となる活動を行っていないこと。

(12) 給食センターとの連絡及び調整が速やかに行えるよう、本業務の委託を開始するまでに、本市の区域内に本店、支店、営業所等のいずれかを設置できること。

3 日程

平成22年12月21日（火）	実施要項等の公表
〃	実施要項等の配付開始
〃	質疑等の受付開始
平成23年 1月14日（金）	質疑等の受付締切
1月25日（火）	質疑等に対する回答（回答書の配付）の開始
1月28日（金）	質疑等に対する回答（回答書の配付）の終了
1月31日（月）	入札参加申込の受付開始
2月 4日（金）	入札参加申込の受付締切
〃	実施要項等の配付終了
2月10日（木）	入札参加資格審査結果通知
2月17日（木）	入札及び開札

4 実施要項等の配布

実施要項、仕様書等については、津市ホームページ「トピックス」からダウンロードしてください。

また、平成22年12月21日（火）から平成23年2月4日（金）までの期間に、実施要項、仕様書等について教育委員会事務局学校教育課（津市役所本庁舎7階）で配付します。配付時間は、市役所本庁開庁日の午前8時

30分から午後5時15分までの間です。

5 質疑等の受付

質疑等の受付は、平成22年12月21日（火）午前8時30分から平成23年1月14日（金）午後5時15分までとし、質疑等は、質問書（様式第1号）により電子メールで行うものとします。

持参、郵送、電話等による質疑には応じません。

6 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、平成23年1月25日（火）から同年1月28日（金）までの期間に、回答書を教育委員会事務局学校教育課で配付します。配付時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間です。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、回答に対する再度の質問は受け付けませんので、質問内容は簡潔にわかりやすく記載してください。

7 共同企業体について

共同企業体として本業務委託の入札に参加する者は、実施要項に定めるもののほか、（仮称）津市学校給食センターにおける調理、配送等業務委託共同企業体の取扱いに関する要項に基づいて手続きしてください。

8 参加手続

(1) 参加申込の受付期間

平成23年1月31日（月）から同年2月4日（金）まで
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間です。

(2) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式第2号）

イ 事業者の概要（様式第3号）

ウ 調理業務の実績（様式第4号）及び契約書等の写し

エ 宣誓書（様式第5号）

オ 添付書類

(ア) 会社の沿革及び組織が分かるもの（パンフレット等可）

(イ) 法人登記事項証明書

(ウ) 直近の決算書の写し

(エ) 食品衛生法第52条の規定による営業許可証の写し

- (ウ) 本業務委託に携わる統括責任者との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- (カ) 所在地の市町村税の完納証明書（写し可）。完納証明書を発行していない自治体の場合は、所在地の法人市町村民税（個人については市町村民税）、固定資産税及び軽自動車税の直近2年度分の納税証明書（写し可）
- (キ) 消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書（法人については「その3の3」、個人については「その3の2」）（写し可）

税に関する証明書については、入札参加申込書の提出日以前3ヶ月以内の証明日のものに限る。また、支店、営業所等で本業務委託の入札に参加する者は、支店、営業所等のほかに本社、本店の税に関する証明書についても添付すること。

(3) 提出先

教育委員会事務局学校教育課へ上記提出書類を提出してください。持参に限ります。

9 入札参加資格審査の結果通知

参加申込みのあった者について、入札参加申込書等の提出書類に基づき入札参加資格の審査を行います。

審査結果の通知は、参加申込みのあった者全員に平成23年2月10日（木）午後4時以後に電子メールで行います。併せて、参加申込みのあった者全員に同日付け文書により通知します。

10 参加の辞退

入札参加申込書を提出した後に参加を辞退するときは、入札参加辞退届（様式第6号）を教育委員会事務局学校教育課へ提出してください。持参に限ります。

受付時間は、市役所本庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間です。

11 入札及び開札の日時

平成23年2月17日（木）午後1時30分から

12 入札及び開札の場所

津市役所本庁舎 7階 入札室

13 入札保証金

免除

14 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

15 契約保証金

契約期間中の委託料の総額の10分の1以上

16 その他の注意事項

- (1) 指定の入札書（様式第7号）により、実施要項、仕様書等に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札を行ってください。
- (2) 入札金額については、1ヶ月当たりの額とし、取引に係る消費税及び地方消費税額を含まないものとします。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者を落札とします。
- (4) 再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (5) 同額の者が2業者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 本業務委託の入札に係る費用は、すべて参加者の負担とします。
- (7) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期または中止することがあります。
- (8) その他、入札者は、「一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

津市教育委員会事務局学校教育課保健・給食担当

電話番号 (059) 229-3246

津市公告第 1 8 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 1 条の 9 第 1 項の規定に基づき、下記の農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程を承認しましたので、同条第 5 項の規定により公告します。

平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

記

事業を行う者	事業の種類	事業実施地域
津市地域担い手育成総合支援協議会	農地所有者代理事業	津市の区域

津市水道局告示第 17 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 22 年 12 月 28 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社ライズ	津市半田 2 3 3 0 番地 2	平成 22 年 12 月 2 日

津市教育委員会告示第16号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成22年12月21日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成22年12月22日（水）午後4時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市通学区域審議会委員の委嘱について
 - (2) 平成23年度全国学力・学習状況調査について

津市監査委員告示第10号

市長が榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区の監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

津市監査委員 渡 邊 昇

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 杉 谷 育 生

津市監査委員 岡 幸 男

1 榊原財産区

(1) 平成19年3月5日付け監査委員告示第3号公表分

ア 補助金の交付事務について

監査の結果	さくらまつり事業などに対し補助金を交付されているが、交付申請書、実績報告書などの記載内容が簡略化されているため、申請内容等を十分精査できないことから、申請受付時に内容の確認を行うよう指導した。
措置の要旨	さくらまつり事業補助金等に係る交付申請書及び実績報告書について、記載内容を詳細に記入するよう指導し、平成19年度以降のこれらの補助金について、事業計画書、事業成果等を詳細に記載した交付申請書及び実績報告書の提出を受けた。 なお、これらの補助金は、平成21年度をもって廃止した。

(2) 平成20年3月6日付け監査委員告示第3号公表分

ア 出張旅費の計算誤りについて

監査の結果	出張旅費において計算誤り（日当の減額調整漏れ）があったので、適正に処理するよう指導した。
措置の要旨	計算誤りのあった旅費について、減額調整の上、過払分を平成20年1月31日に戻入した。

(3) 平成21年3月9日付け監査委員告示第2号公表分

ア 公有財産台帳の整備について

監査の結果	同財産区が整備する「財産台帳」は、土地の賃貸借の内容を
-------	-----------------------------

	容易に剥がれ落ちる付箋紙に記載していたなど、不適切なものであった。 公有財産台帳は、公有財産を適正に管理する上において、非常に重要な意義を持つものであり、土地の価格や賃貸借等使用関係などの記録を正確かつ適正に記載することが必要であることから、津市財産に関する条例及び津市公有財産規則に準じて、早急に公有財産台帳を整備されたい。
措置の要旨	公有財産台帳（土地台帳）について、津市財産に関する条例及び津市公有財産規則の規定に準じて整備した。

2 河内財産区

(1) 平成22年3月9日付け監査委員告示第3号公表分

ア 河内財産区の条規の制定・公布手続について

監査の結果	財産区の条例、規則等の条規は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関し、必要な範囲において、その所在する市町村の条規として制定・公布されるものであるが、同財産区の条規（津市河内財産区議会設置条例を除く。）は、市の条規としての制定・公布手続によることなく制定・公布されている。 このことは、平成19年度の定期監査等結果報告でも指摘しているが、未だ改善されていないため、関係部局との調整を進め、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	河内財産区議会定例会の招集回数に関する条例など3条例を廃止する条例を平成22年4月1日に施行し、新たに津市河内財産区議会定例会の招集回数に関する条例など3条例を制定、同日付けで施行した。

3 波瀬財産区

(1) 平成22年3月9日付け監査委員告示第3号公表分

ア 波瀬財産区の条規の制定・公布手続について

監査の結果	財産区の条例、規則等の条規は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関し、必要な範囲において、その所在する市町村の条規として制定・公布されるものであるが、同財産
-------	--

	区の条規（津市波瀬財産区議会設置条例を除く。）は、市の条規としての制定・公布手続によることなく制定・公布されており、当該条規の中には、その財産の管理及び処分に関する範囲を超えて定めている事項が見られる。 このことは、平成１９年度の定期監査等結果報告でも指摘しているが、未だ改善されていないため、関係部局との調整を進め、早急に所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	波瀬財産区の取得管理及び処分に関する条例など３条例を廃止する条例を平成２２年４月１日に施行し、新たに津市波瀬財産区議会定例会の招集回数に関する条例など３条例を制定、同日付けで施行した。

津市監査委員告示第11号

平成22年10月29日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年12月22日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成22年12月27日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡	幸	男

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成22年10月29日に受理した。

2 請求人

住所 津市

氏名 田 中 守

3 請求の概要

住民監査請求書、住民監査請求書の補充説明書の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、平成22年11月11日に請求人の陳述の機会を設けたが、請求人は欠席した。

(1) 主張の要旨

津市立一身田小学校（以下「一身田小学校」という。）の校長は、一身田地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）から平成21年6月19日に「地域と学校をつなぐフラワーロード委託料」として20万円を受領し、同年9月14日には、「風製作費」として6万円を受領

している。

また、津市立一身田中学校（以下「一身田中学校」という。）は、一身田地区社協から平成21年6月19日に「フラワー大作戦代」として20万円を受領し、同年9月14日には、一身田中学校の校長が「凧製作費」として6万円を受領している。

しかしながら、一身田小学校及び一身田中学校は、その受領した現金について、市の公金として処理しておらず、このことは、法第210条に定める総計予算主義の原則に反する行為である。

中でも一身田中学校が凧製作費として受領した6万円の使途については、領収書等の文書が破棄されており、職員による横領など、その目的どおりに使用されていないことも考えられる。

（2）求める措置の内容

監査委員は、一身田小学校及び一身田中学校の職員が総計予算主義の原則に反する行為を行わないよう、教育委員会等に対し、当該職員に指示することを勧告せよ。

また、一身田中学校の職員が受領した凧製作費6万円について、職員による横領の事実があったときは、当該職員にその相当額を返還させるよう、市長に対し、所要の措置を講じることを勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるのか否か、適法な監査請求であると認めたときは、請求人の主張を認めることができるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、津市教育委員会教育長（監査対象部局：教育委員会事務局学校教育課）に対し、書面による事実関係の説明及び関係諸帳簿の提出を求めた。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

一身田小学校の職員は、一身田地区社協から平成21年6月19日にフラワーロード事業費として20万円を受領し、花の苗やプランターの購入費など総額で20万円の経費を支出しており、これによって、一身田小学校の3年生の児童及び教員を中心に花を栽培し、一身田小学校東門から東方向に延びる道路の両脇約15メートルにわたって花を植えたほか、50個程度のプランターに花を植え、これを卒業式に使用するなどの活動を行った。

また、一身田小学校の職員は、一身田地区社協から平成21年9月14日に凧製作費として6万円を受領し、凧製作用のキットの購入費など総額で6万円の経費を支出しており、これによって、一身田小学校の1年生の児童が凧作りをし、一身田地区社協が同年12月13日に開催した「一身田元気凧揚げ大会」（以下「凧揚げ大会」という）に児童と保護者約30組が参加した。

次に、一身田中学校の職員は、一身田地区社協から平成21年6月19日にフラワー大作戦事業費として20万円を受領し、花の苗や育苗用の連結ポットの購入費など総額で約15万円の経費を支出（収支差額約5万円は「次年度繰越金」として収支計算書に記載されていた。）しており、このことによって、一身田中学校の生徒会（生活委員会）を中心に花を栽培し、220個程度のプランターに花を植え、これを一身田地区内の8つの公共施設等に配付するなどの活動を行った。

また、一身田中学校の校長が一身田地区社協から6万円を受領したことについては、関係諸帳簿及び支払証憑が存在しないため、その用途は確認できなかったが、一身田中学校の生徒会の呼び掛けで、部活動を行う生徒のグループを中心に凧を作り、凧揚げ大会に30グループ（約120人）が参加した。

そして、一身田小学校及び一身田中学校の職員による、これらの収支に係る経理行為（以下「本件経理行為」という。）については、平成21年度津市一般会計等、市の会計の歳入歳出予算の執行としてなされたものではなかった。

2 結論

監査の結果、本件監査請求は、適法な監査請求であると認めることはできないものと判断した。

したがって、請求人の主張については、監査の対象とすることはできない。

3 結論に至った理由

(1) 住民監査請求制度の趣旨及び目的について

法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求は、地方公共団体の長その他の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担（以下「財務会計行為」という。）等によって、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであると解するのが相当である。

そして、住民監査請求の対象となる財務会計行為は、地方公共団体の執行機関又は職員によるすべての行為が対象になるのではなく、公金の支出については、法令上、地方公共団体又はその執行機関の管理に属する現金及び有価証券を「公金」として、その支出行為に限られ、また、財産の取得等については、不動産等の公有財産、物品及び債権並びに基金を「財産」として、その取得、管理等の行為に限られるものと解するのが相当である。

さらに、契約の締結等については、地方公共団体に財産上の損害をもたらすような財務的处理を目的とする「契約」の締結等の行為に限られ、「債務その他の義務の負担」については、地方公共団体に財産的義務を生じさせるような行為に限られるものと解するのが相当である。

(2) 本件監査請求について

住民監査請求制度の趣旨及び目的に照らし、本件監査請求について見ると、確認した事実の概要で示したように、本件経理行為は、一身田小学校及び一身田中学校の職員が市の会計とは別に管理する、いわゆる「私会計」によって、それぞれ処理しており、一部の領収書に公印を使用していたことや、その活動の実態にかんがみ、教科以外の教育活動の一環であったことを否定できないことから、私会計による処理に疑問がないわけではない。

しかしながら、その職員が一身田地区社協から受領し、管理していた現金は、法令上、市又は市長その他の執行機関の管理に属する現金とはいえず、市の「公金」に当たらないものであって、「財産」の取得でもない。

また、一身田地区社協との現金の受領に関する合意のほか、プランターの購入等の取引に関する行為について、その法律上の効果が市に及ぶものとはいえず、市に財産上の損害をもたらすような契約の締結又は債務その他の義務の負担に当たるとみなすことはできないのであって、本件経理行為が住民監査請求の対象となる財務会計行為に当たると解する余地はないものというべきである。

さらに、仮に本件経理行為が総計予算主義の原則に反するものとして、事実上、市の財務会計行為に当たるとしても、住民監査請求制度の趣旨は、違法又は不当な財務会計行為等によって、当該地方公共団体の財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与えたものであり、本件経理行為について、確認した事実の概要を見ると、市は、何ら財産上の損害を被っておらず、又は損害を被るおそれがあるとはいえないのである。

また、請求人は、一身田中学校の凧製作費に係る領収書等が破棄されていることを理由に職員による横領の疑念を呈するが、凧揚げ大会に多数の生徒が参加した事実がある中で、横領によって市が損害を被ったことの具体的な主張をしておらず、「住民監査請求書の補充説明書」において、「今回の場合は市に損害を与えたとは言えない」と記述していることから見ても、本件監査請求が市の財産上の損害を是正し、又は損害を被ることの防止を目的としたものでないことは明らかである。

以上のとおり、本件監査請求は、住民監査請求制度の趣旨及び目的に照らし、適法なものであると認めることはできないものと判断した。

以上